第 4 回「研究セキュリティと研究インテグリティの確保に関する有識者会議　議事録概要

1. **日時：**2025 年 6 月 30 日（月）10:00-12:00
2. **場所：**＆BIZ conference 東京ミッドタウン八重洲 Room1／Teams 会議（ハイブリッド開催）
3. **出席者：**

（**委員**）天谷委員、伊藤委員、上田委員、桑田委員、佐々木委員、佐宗委員、佐藤委員、椹木委員、恒藤委員、橋本委員、宮園委員、山越委員、渡部委員

（**政府側**）濱野内閣府事務局長、塩崎内閣府事務局長補、白井内閣府参事官、吉田内閣府企画官、小林参事官付補佐、米山内閣府大臣官房審議官、垣見内閣府大臣官房参事官、上田内閣府大臣官房企画官

4. **主な議題：**

（１）座長挨拶

橋本座長から挨拶がなされた。

（２）重要技術の流出防止等のための枠組みについて：事務局説明

事務局から資料の説明があった。

（３）重要技術の流出防止等のための枠組みについて：討議

橋本座長から本日の会議の流れについて説明があり、事務局が説明した資料について討議が行われた。

討議に当たり、橋本座長から補足

- 手順書による新たな仕組みの導入により現場に新たな業務が発生するが、過大であると実効性が損なわれるため、負担軽減が重要である。JST ができるだけ現場に負担をかけない仕組みを作り、それを他機関が参考にできるようにすることを考えている。
- 各機関は公募要領が指定した方法によりデュー・ディリジェンス（DD）を行う。JST は採択候補段階で DD を実施し、その時点で大学へ調査依頼をするが、対象は公募案件の約 1～数%と見込んでいる。JST が実例を積み重ねることで、他機関が同様の方向で DD を実施できるようリードしたい。
- 手順書に従って行動したことにより起きたことについては機関に責任は生じない。
- このように、第 1 回の方針から大きな変化はない。

討議における有識者委員からの主なコメント（●有識者委員、⇒座長又は事務局）

《リスク確認について》

- P.6 のリスクマネジメントツールについて、検索の仕方にバイアスがかかると問題が生じる。NSF のガイドラインも踏まえ、検討・記載してほしい。
- P.6 のオープンソース DD による結果の例として、懸念機関との関係が「赤い表示」で示されることがある。企業が貿易等を行っていれば真っ赤になるが、それが即座に問題を示すわけではなく、どう解釈して対処するかが重要である。

- P. 7「①リスク確認」補足における回答の 2 つめ、「B 大学におけるリスクマネジメントの実施が担保されたものとして」の一文は不要で、単に「B 大学から提出されたものを資金配分機関に提出する」だけでよい。
- p.7 回答の 3 つめ、「資金配分機関は、・・直接、共同研究機関に対してリスクマネジメントの取組内容の聴取を求めることとする」の部分について、オプションなのか、必須なのか。

  ⇒基本的には FA の判断による。B 大学がほとんど情報を開示しない状況では、FA が聴取を求める等によりリスクマネジメントの取組内容の確認をすべきだが、FA が十分に状況を把握していれば聴取を省くこともありうる。
- 秘密保持契約（NDA）や不正競争防止法に基づくものは DD を代替するものにならない。DD を代替できない場合や同等性が担保できない場合は DD を実施すると明確に記載した方が分かりやすい。
- 全ての参画機関・参画者と契約関係を結び、DD を行うのが原則だ。
- 複数の PJT に関わる職員・URA の守秘義務について、特定の PJT に限定して強く守秘義務を求めることが現場で機能するのか疑問を抱いている。
- P.9 について、重要情報に触れる職員のリスク確認・軽減措置は必要であるが、通常申請書には重要技術情報まで記載しないため、申請書のみを扱う職員には不要ではないか。
- 大学では PI になるケースよりも PD・PO として依頼されるケースが多い。PD・PO に対しても大学で DD を行うのか、それとも、FA が既に条件を満たした人物を PD・PO に指名するのか確認したい。
- 海外でポジションを持ちながら、クロスアポイントメント等により日本で研究する場合、対象者は日本の A 大学所属とすべきか、また、海外の大学を B 大学とみなして DD を要するのか確認したい。

  ⇒契約を締結するのは A 大学だが、その教員の DD を行う際に B 大学についても DD を行わなければならない。
- P. 7 について、B 大学に民間企業が該当する場合は対象となると理解したが、A 大学に民間企業が該当する場合は対象にならないという理解でよいか確認したい。

  ⇒A 大学に民間企業が該当する場合、民間企業も対象となる。

《情報・施設・設備の管理について》

- p.10 は、情報セキュリティの技術的手段（研究成果やデータの保護等）について記載している。複数機関が参画する場合、法的にどのような情報セキュリティの保護状態や管理が求められるのかについて、共同機関に関しては契約や不正競争防止法によると記載があるが、研究代表者である A 大学については明確に読み取れない。産総研の事案については、外為法が争われているのではなく、不競法の違反が問われている。その点も意識して全体の手順を考えたほうがよい。不競法で営業秘密と指定されるためには 3 要件を満たさなければならず、管理側が手続を行う必要がある。2016 年の営業秘密のガイドラインがあり、大学もそれに準じることが原則であると思うが、研究室の実態によっては難しい。
- 企業では基本的に情報機器は会社から支給されるが、学生・大学では私物使用があると思われる。雇用関係がある以上、情報機器は支給し、大学として管理すべき。
- 手順書には盛り込めないかもしれないが、実際の運用において、採択機関には各政府機関の情報を統合した IT 調達元リストなどを配布していただきたい。
- 既存の設備に特定の企業の監視カメラが付いているような場合、それを排除することが必要ではないか。DD の指針の中、あるいは FA の指導項目の中に入れる必要があるのではないか。

  ⇒設備について、基本的に問題となるような機器を使ってはならない。最近問題となるケースに、通常はスタンドアローンで使用していても、メンテナンスの際に設備に貯められていた情報が一気にメーカーに流れるというものがある。FA

や関係行政機関と相談の形になる。

《ペナルティについて》

- 研究者だけでなく、研究機関がペナルティの対象になる場合も明確にしてほしい。
- 過失の場合にはペナルティが軽い等の濃淡をつけていただきたい。
- ペナルティの問題について、悪意で起こった場合のことは記載があるが、不注意の場合にも何らかのペナルティが課されると思われる。それには 2 種類あり、①当該研究機関又は FA においてリスク管理のレベルが組織体制として整備されているか、②不祥事が起きた場合に組織体制として整備されてリスク管理が有効に機能したか、である。①は、資金配分を決める段階で、リスク管理体制ができているか、それに対するカバナンス体制ができているか、事前にチェックすることができる。しかし、②は、バイケースによってしか検証できない。不注意があった場合に何らかのペナルティを課すことついて、リスク管理体制が十分機能したのかまで確認することは困難である。管理不備に伴う組織の責任体制について、どのレベルでどこまで確認し、どのように対応するかは決めておく必要がある。②を確認するところまでの仕組みが必要と考える。

《手順書全般について》

- P.18 の政府に求められる事項（案）に「国において経費支援を行うことが求められる」とあり、力強さを感じた。
- 研究セキュリティの現場での責任問題について、大学が判断に困るケースがある。p.19 の各種相談への対応について、非常にリスクが高い場合や重要な線引きがある場合には大学へ指導が入ると記載されると安心できる。
- セキュリティをどの程度守れるかは大学と国研、企業とで大きく異なる。一部の研究課題に RS/RI 確保のための対応を求める上では、申請大学も体制を整えるべき。学部生や修士学生を受け入れる際にどのような対応が必要かや、研究室での情報管理を厳密に行うことが重要であるという共通認識を持つ必要がある。
- 手順書は非常に限られた研究に適用されるものであり、ほとんどの研究に関わるわけではないと研究コミュニティに伝わることが、実際に機能するかどうかの分岐点である。また、本当に守るべき分野の研究者は国際的な共通認識があり、このような取組が必要であることを理解している。

以上